

「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案
作成支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月
甲 府 市

1 趣旨

本市は、平成30年度に「甲府市農業振興計画」を策定し、本市の目指すべき姿、まちと地域が共生する「魅力ある農業都市」の実現に向け、「稼ぐ農業の育成と拡大」・産地の保全と強化・農地の保全と活用の3つを基本方針に、甲府市農業の牽引役となるプロフェーマー認定制度の創設と認定の推進をはじめ、新規就農者・後継者の確保・育成や特産農産物の認知度の向上を図るべく甲府ブランド認定制度の推進、農地の保全と活用に向けた有害鳥獣対策の推進などの各種施策を展開してきた。

しかしながら、農業を取り巻く状況は厳しく、飛躍的な担い手の増加や、農業生産額の拡大など、甲府市の農業の発展を強力に牽引するまでの農家は未だ少数である。

こうしたことから、農業が担う役割を果たすための施策をより効果的で実効性のある事業となるよう、令和4年度までに取り組んだ施策の進捗状況・事業評価や社会の変化、国・山梨県の動向などを踏まえて、「甲府市農業振興計画に係る後期基本計画及び第三次実施計画」案を作成するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務

(2) 業務内容

ア 平成30年度から令和4年度に取り組んだ各種施策の進捗状況及び事業評価の検証・整理、課題の抽出

イ 社会経済調査、国・山梨県の動向調査

ウ 基本施策・具体的な施策など各種施策の選別・提案

エ 後期基本計画案（令和5年度下半期から令和10年度上半期までの5年間）、第三次実施計画案（令和5年度下半期から令和8年度上半期までの3年間）、振興計画概要版案の作成

オ 甲府市農業振興計画評価委員会等の協議結果を取りまとめ計画への反映及びパブリックコメントの対応などのコンサルティング

※ 詳細は、「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託仕様書のとおり

(3) 履行場所

甲府市 産業部 農林振興室 農政課内

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

(5) 提案上限額

委託料の上限を3,887,000円（消費税相当額を含む。）とする。

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示す為のものであることに留意すること。また、後述する見積書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 官公庁が取組む農業関係の計画等の作成又はこれに係るコンサルティング業務等の同種業務実績を有しており、管理技術者又は主任技術者の何れかは同種業務への関与の経験があること。

なお、同種業務実績については、契約額が2,000千円（税込）以上の請負実績があること。

- (7) 管理技術者は、参加資格要件を全て満たすとともに、関連業務に3年以上の実務経験を有していること。
- (8) 当該業務に管理技術者及び照査技術者並びに主任技術者を設置する業務従事体制が取れること。

（注1）管理技術者とは、業務の技術上の管理を行う技術者とする。（参加資格要件+実務経験3年以上）

（注2）照査技術者とは、業務の節目毎に成果の確認を行う者とする。

（注3）主任技術者とは、業務を主体となって執行する者とする。

（注4）担当技術者とは、業務を補佐的立場で執行する者とする。

（注5）同種業務とは、官公庁が取組む農業関係の計画策定等業務とする。

4 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

なお、書類の作成に当たっては、「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託公募型プロポーザル方式資料作成要領に基づき行なうこと。

(1) 参加表明書等の提出

別表1に掲げる参加表明書の他、企画提案者等の提出者を選定するための書類を提出すること。

別表1 企画提案者等の提出者を選定するための書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1)
2	業務従事体制確認調書	(様式2)
3	会社概要等整理表	(様式3) (商業登記簿謄本及び印鑑証明)
4	参加資格確認資料	(様式4の1) から (様式4の4)
5	特定設計業務共同企業体協定書	(様式5)

ア 提出部数

正本1部

イ 提出期限

令和4年6月10日(金)午後5時までとする(持参、郵送とも必着)。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日は除く)。

(2) 企画提案書等の提出

参加表明書の審査において評価基準を満たした者は、別表2に掲げる企画提案書
の他、業務委託予定者を特定するための書類を提出する。

別表2 業務委託予定者を特定するための書類

1	企画提案書	(様式6)
2	業務の実施方針等	(様式7)
3	特定テーマに対する企画提案	(様式8)

ア 提出部数

正本1部、副本7部

イ 提出期限

令和4年6月24日(金)午後5時までとする(持参、郵送とも必着)。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日は除く)。

(3) 提出方法

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市 産業部 農林振興室 農政課へ持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認をすること。

5 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和4年6月2日（木）から 令和4年6月6日（月）午後5時までとする。

(2) 提出方法

質問書（様式10）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス sangnos@city.kofu.lg.jp

(3) 回答方法

令和4年6月8日（水）までに甲府市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考に当たっては、「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託優先交渉権者の選考方法』に基づき、「企画提案者等の提出者を選定するための書類」については農政課で評価し、「企画提案者等の業務委託予定者を特定するための書類」については、「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託受託事業者選考審査委員会」（以下「委員会」という。）において評価し、総合得点で最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次点を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

審査は、非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

令和4年6月29日（水）甲府市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

（予定、詳細は別途通知する。）

イ 出席者

3名以内

ウ 実施方法

プレゼンテーション及び補足説明（概ね20分以内）

プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。パソコン等の機器は持参すること。プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

質疑応答（概ね20分）

(3) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和4年6月30日（木）までに電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者につい

ては、その名称まで)を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、市と仕様並びに価格等協議の上、市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

7 契約及び支払方法

受託事業者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。なお、市は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者を支払うものとする。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (4) 委員会の委員または担当者職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合

9 プロポーザルの中止

やむをえない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は市に請求できない。

10 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届(様式9)を提出すること。

11 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 市は、提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。

- (4) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとする。

12 スケジュール

項 目		期 間
①	プロポーザル公募開始	令和4年5月30日(月)
②	質問受付期間	令和4年6月2日(木) から 令和4年6月6日(月) まで
③	質問と回答の公表	令和4年6月8日(水)
④	企画提案者等の提出者を選定するための書類提出	令和4年6月10日(金) まで
⑤	業務委託予定者を特定するための書類提出	令和4年6月24日(金) まで
⑥	プレゼンテーション審査	令和4年6月29日(水)
⑦	審査結果の通知発送	令和4年6月30日(木)
⑧	契約手続	令和4年7月上旬 を予定

13 連絡先

甲府市 産業部 農林振興室 農政課

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-298-4833

FAX 055-237-6461

電子メール sangnos@city.kofu.lg.jp